

入札説明書

法務省の奈良法務総合庁舎仮庁舎敷地調査の入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年4月2日

2 契約担当官等

支出負担行為担当官 法務省大臣官房施設課長 隄 良 行

3 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省大臣官房施設課経理係

電話 03-3592-7027

電子メールアドレス：skeiri@i.moj.go.jp

4 業務概要

(1) 業務名 奈良法務総合庁舎仮庁舎敷地調査

(2) 業務場所 奈良県奈良市三条大路1-10-33

(3) 業務内容 本業務は、奈良法務総合庁舎仮庁舎の地盤調査等を行うものである。

(4) 業務の詳細な説明 別冊の特記仕様書及び図面（以下「特記仕様書等」という。）による。

(5) 履行期限 令和6年9月30日

(6) 本件入札手続は、下記に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難しい者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限って、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

5 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 法務省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が地質調査業務であるもの。）の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 法務省大臣官房施設課長から地質調査業務及び測量、建築関係建設コンサルタント業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (6) 地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第2条の規定に基づく地質調査業者の登録を行っていること。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、法務省競争契約入札心得（平成元年3月23日法務省営訓第436号大臣訓令「法務省所管工事取扱規程」第3号様式）第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にあるとき。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にあるとき。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者のとき。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねているとき。
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねているとき。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねているとき。
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加しているとき。その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められるとき。

6 日程・提出期限等

- (1) 申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間
令和6年4月17日午後3時まで（必着）
- (2) 競争参加資格確認通知 令和6年4月23日
- (3) 苦情申立期間
競争参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内
- (4) 苦情申立てに対する回答期限
苦情申立期間の最終日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内
- (5) 特記仕様書等についての質問書の提出期間
令和6年4月23日から令和6年5月9日午後3時まで（必着）
- (6) 質問書に対する回答期限 令和6年5月15日
- (7) 入札書の提出期限 令和6年5月27日午前10時（必着）
- (8) 開札の日時 令和6年5月28日午前11時

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料各1部を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
また、上記5(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も申請書及び資

料を提出することができる。この場合において、上記5(1)及び(3)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に一般競争参加資格の認定を受けていることを条件として、競争参加資格があることを確認できるものとする。

なお、上記5(2)の資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

ア 提出書類

(ア) 申請書（第1号様式）

(イ) 資料

地質調査業者登録証明書の写し又は地質調査業者としての登録（登録の更新）に関する通知書写し。

ただし、申請書の提出期間の最終日現在において有効なものに限る。

イ 提出場所及び提出方法

(ア) 上記6(1)の提出期限までに、上記アの提出書類（申請書及び資料）を電子調達システムにおいて提出すること。

(イ) 紙入札方式による参加を希望する場合は、申請書及び資料のほか、紙入札方式による参加申請書（第2号様式）を作成し、これらを併せて上記3の場所に持参又は郵送すること。

(ウ) 持参又は郵送による提出に当たっては、クリップ止めとし、製本、ステープラー止め等は行わないこと。

(2) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期間の最終日をもって行うものとし、その結果は、令和6年4月23日までに電子調達システム又は書面により通知する。

なお、紙入札方式による参加申請に対する承認は、競争参加資格の確認に併せて書面により通知する。

(3) その他

ア 提出期間内に申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本件競争に参加することができない。

イ 申請書及び資料の作成、提出等に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した場合は、申請書又は資料を無効とするとともに、当該申請書又は資料を提出した者に対して指名停止を行うことがある。

エ 提出後の申請書及び資料の内容の変更（差し替え及び再提出を含む。）は認めない。

オ 提出された申請書及び資料は、提出者の同意がある場合を除き、競争参加資格の確認以外に使用しない。

カ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

キ 発注者から受領した計画概要、特記仕様書等は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

8 苦情申立て

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は適宜とする。）により苦情を申し立てることができる。

ア 提出場所 上記3に同じ。

イ 提出方法 上記6(3)の期間内に、上記3の宛先に電子メールにより提出又は上記3の場所に持参若しくは郵送すること。

電子メールにより提出する場合は、上記3の宛先に受信確認を行うこと。

- (2) 苦情申立てに対する回答は、上記6(4)の期限までに、説明を求めた者に対し、書面により行う。

9 競争参加資格があると認められた者に対する特記仕様書等の交付

- (1) 公告時に交付する本入札説明書別冊の特記仕様書等のほかに、追加で交付すべき特記仕様書等がある場合は、競争参加資格確認通知の際、交付する。
- (2) 受領した特記仕様書等は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。

10 特記仕様書等に対する質問書の提出及びその回答

- (1) 質問書の提出場所及び提出方法

上記6(5)の提出期間内に、質問書様式（Microsoft Excel）により作成し、上記3の宛先に電子メールにより提出すること。電子メールによる提出ができない場合は、上記3の場所に持参又は郵送すること。

メール件名：奈良法務総合庁舎仮庁舎敷地調査に関する質問書の提出について
（会社名）

添付ファイル名：奈良法務総合庁舎仮庁舎敷地調査質問書（会社名）

- (2) 質問に対する回答は、上記6(6)の期限までに、競争参加資格があると認められた者に対し電子メールにより行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の100分の10以上とする。

12 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 提出期限

令和6年5月27日午前10時（必着）

(2) 提出場所及び提出方法

電子調達システムによる。

ただし、紙入札方式の場合は上記3の場所に持参又は郵送すること。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに「電子くじ」により落札者を決定するので、入札書の電子くじ番号欄に任意の正数3桁を必ず入力（紙入札方式の場合は記入）すること。

おつて、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 開札

開札は、次の(1)及び(2)に掲げる日時場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

(1) 日時 令和6年5月28日午前11時

(2) 場所 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

法務省16階共用会議室3（旧入札室）又は電子調達システム

(3) 方法

原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約（以下「不落随契」という。）に移行する可能性がある。その場合は以下のとおりとする。

① 不落随契に伴う見積依頼は、2回目の入札を行った者に対して行うものとする。

② 見積書提出意思のある者は、見積書の提出を行うこと。

③ 見積書提出意思のない者は、辞退届を必ず提出すること。

なお、紙入札方式による入札者は、開札場より退出すること。

④ 何ら意思表示のない者は、見積書提出意思のない者とみなす。

開札は、電子調達システムを使用して行うので、同システムにおいて入札をする者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。また、紙入札方式による入札の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札参加者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

また、1回目の開札の結果、予定価格の制限に達した入札がない場合は、引き続き

再度の入札を行うので、紙入札方式で開札に参加する場合は、あらかじめ入札書用紙を持参すること。

なお、再度入札になった場合、紙入札方式での入札参加者で1回目の開札時刻に遅れた者、電子調達システムでの入札参加者で2回目の入札時刻までに入札がない者は、再度入札の資格を失うものとするので、留意すること。

おって、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入札を延期することがある。

14 入札の無効

本件業務の公告及び本入札説明書において示した競争参加資格がないと認められた者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊法務省競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札時において上記5に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

16 低入札に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格（※1）若しくは調査基準価格相当額（※2）を下回る場合で契約がなされた業務については、受注者は次の(1)及び(2)を実施するものとし、その旨を明記した品質確保対策計画書を契約締結日から7日以内に提出するものとする。

なお、法務省における「低入札」の考え方については、法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/shisetsu/keiri/chotatsu_low_tender_index.html - 「法務省における低入札対策について」 - 「業務（建設コンサルタント等）の委託契約における低入札価格調査の概要」）に掲載しているので、入札参加に際して必ず確認すること。

※1 調査基準価格（予決令第85条に基づく基準価格）とは、予定価格算出の基礎となった次（①～④）に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- ① 直接人件費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

※2 調査基準価格相当額とは、予定価格又は予定調達総額が100万円を超え1,000万円以下の調達において、上記※1の算出方法に基づいて算出した額をいう。

(1) 品質証明等について、次のア又はイのいずれかを実施するものとする。

ア 当該業務の不備により法務省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を記載した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とし、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完了するまでとする。

イ 当該業務の照査等に加え、第三者による照査等を受注者の負担において実施する。

ただし、照査を実施する第三者については、以下の(ア)から(エ)の要件を満たす者で発注者の承認を得た者とする。

なお、第三者への照査の再委託については、請負契約書（総価契約）に定める主たる部分には該当しないものとする。

おって、成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合において、請負契約書に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者が受注者に対して行うものであるため、照査を実施した当該第三者が責任を負うこととはしない。

(ア) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(イ) 法務省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（業種区分が地質調査業務であるもの）の認定を受けていること。

(ウ) 法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けている期間中でないこと。

(エ) 受注者と資本関係又は人的関係がなく、かつ過去5年間に受注者と請負関係がない（元請・下請、照査受注も含む。）こと。

(2) 業務実施上必要となる全ての打合せに主任担当技術者が出席するものとする。

17 手続において交渉を行う意図の有無

無

18 契約書作成の要否

別紙契約書案により、契約書を作成するものとする。

19 支払条件

当該請負契約に係る請負代金の支払は、原則として2回とする。

20 再苦情申立て

(1) 支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服があるものは、上記8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、

支出負担行為担当官に対し、書面（様式は適宜とする。）により再苦情を申し立てることができる。

なお、再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 提出場所 上記3に同じ。
- (3) 提出方法 上記8(1)イに同じ。

21 関連情報を入手するための照会窓口

上記3に同じ。

22 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札参加者は、別冊法務省競争入札心得及び別紙契約書案を熟読し、同入札心得を遵守すること。

なお、電子調達システムにより入札手続を行う場合、同システムによる手続と法務省競争契約入札心得に相違がある場合は、同システムによる手続を優先する。

- (3) 入札参加者の過失により本件入札手続に遅延を及ぼすこととなった場合は、指名停止を行うことがある。
- (4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
 - ア 暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - イ 上記アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、その内容を記載した書面により速やかに発注者に報告すること。
 - ウ 本件業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (5) 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (6) 本件では、電子調達システムにおいて入札までの手続を行うこととし、落札後の契約事務等（支払代金の請求等）については、電子調達システムを使用しないものとする。
- (7) 申請書の提出期間の最終日（上記6(1)）を経過した後に、紙入札方式による参加を希望する場合は、速やかに紙入札方式による入札参加申請書（第2号様式）を作成の上、上記3の場所に持参又は郵送すること。
- (8) 電子調達システムに関する問い合わせ先等
 - ア 電子調達システム操作上の手引書として次に掲げるファイルを政府電子調達（GEPS）ポータルサイト上において公開しているので参考にすること。
 - （ア）電子調達システムの利用開始方法

(イ) 電子調達システム操作マニュアル

(ウ) FAQ・お問い合わせ

イ 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は以下のとおり。

電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (受付時間は9:00から17:30まで。ただし、休日を除く。)

FAX 017-731-3352

政府電子調達 (GEPS) <https://www.geps.go.jp/>

ウ ICカード不具合等発生時

発行元の認証局に直接問い合わせるものとする。

なお、各認証局の連絡先は、「電子調達システムの利用開始方法」参照。

エ 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合は、同システムから送信される通知書及び受付票を確認すること (内容及び通知の時期については「電子調達システムマニュアル」参照)。